

災害発生時における医療救護等に対する
平野区介護保険事業者連絡会訪問看護ステーション部会の活動協力についての覚書

大阪市（平野区役所）（以下「平野区役所」という）及び平野区介護保険事業者連絡会訪問看護ステーション部会（以下、訪問看護ステーション部会という）は、災害発生時における医療救護等について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象又は大規模な火事等）若しくは事故災害（海上、航空、道路、鉄道等）が発生し大阪市平野区災害対策本部が設置されることが予測される場合に、災害（事故災害を含む。以下同じ。）発生時の初期段階における平野区内の医療救護の万全を期するため、平野区役所が行う医療救護に対して、訪問看護ステーション部会のうち協力可能な職員により実施する医療救護活動への協力並びに災害時及び災害への備えに際しての避難行動要支援者への支援について必要な事項を定める。
- 2 訪問看護ステーション部会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、平野区役所の要請に基づき、避難所等における医療救護活動への協力を行う。訪問看護ステーション部会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確保する等の義務を負うものではない。
- 3 訪問看護ステーション部会が平野区役所の要請に基づいて行う上記の医療救護活動協力において発生した経費については、両者協議の上決定する。
- 4 平野区役所及び訪問看護ステーション部会は、災害時及び災害への備えに際しての避難行動要支援者への支援について互いに協力してこれを行う。ただし、訪問看護ステーション部会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確保する等の義務を負うものではない。
また平時において訪問看護ステーション部会は、連携の対象地域の自主防災組織と連携し、防災訓練などに参加するものとする。
- 5 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。
- 6 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前30日までに、別段の意思表示がないときは、更に1年間延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上各1通を保有する。

令和7年12月11日

大阪市平野区背戸口3丁目8番19号

大阪市 覚書締結担当者 平野区長 **東中 秀成**

大阪市平野区瓜破南1丁目2番30号

平野区介護保険事業者連絡会

訪問看護ステーション部会 部会長 **藏垣 信子**